

会議録

会議の名称	令和5年度第4回水道事業審議会
開催日時	令和5年9月26日(火) 午後2時00分から 午後3時19分まで
開催場所	本庄市都島浄水場 大会議室
出席者	(委員) 小林 猛委員、富田 雅寿委員、山田 康博委員、 竹内 肇委員、宮部 洋伸委員、高橋 博志委員、 宮部 孝夫委員、柴崎 厚委員、池田 芳子委員、 北野 守康委員、小磯 雄一郎委員、下岡 忠敬委員、 五十嵐 清美委員 (事務局) 佐藤上下水道部長、平賀水道課長、渡辺課長補佐、 山下課長補佐、大島主幹、小川主査、木村主査、安井主任
欠席者	なし
議題 (次第)	1. 開会 2. 会長挨拶 3. 議題 第1号 水道料金のしくみについて 4. その他 5. 閉会
配付資料	(事前配布資料) 令和5年度第4回本庄市水道事業審議会次第 資料1 水道料金のしくみについて (当日配布資料) 別紙資料
その他特記事項	審議会の協議により、発言者氏名は記載しないこととする。
主管課	上下水道部水道課

会議の経過

発言者	発言内容・決定事項等
事務局(課長)	皆様、こんにちは。 本日は公私ともにお忙しい中、令和5年度第4回本庄市水道事業審議会に 御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

様式

	<p>私は、本日進行を務めさせていただきます水道課長の平賀と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>本日の会議時間でございますが、全体で1時間程度を予定させていただいているので、あらかじめ御了承をお願ひいたします。</p> <p>それでは、会議に入らせていただきますが、初めに本日の会議で使用する資料の確認をさせていただきます。</p>
	(配布資料の確認)
事務局（課長）	<p>それでは、ここで、本庄市水道事業審議会の委員の方で、前回、御都合により審議会を御欠席となってしまった方へ、委嘱状の交付を行いたいと存じます。</p> <p>本来ならば、吉田市長より委嘱状の交付をするべきところではございますが、公務のため、市長の代理として上下水道部長の佐藤より交付をさせていただきます。</p>
	(委嘱状交付)
事務局（課長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、ここで、今回初めて今期の委員の皆様が全員そろいましたので、私のほうから、お一人ずつお名前をお呼びいたしますので、一言ずつ御挨拶をお願いしたいと存じます。</p>
	(委員挨拶)
事務局（課長）	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>次に、本日の出席者が会議に必要な定数に達しているかを報告させていただきます。</p> <p>本庄市水道事業審議会条例では、「審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない」と規定しております。</p> <p>本日、御出席いただいている委員さんは全13名中13名でございます。会議成立に必要な過半数に足りていますことを御報告させていただきます。</p> <p>それでは、これより次第に基づき進行させていただきます。</p> <p>次第の2番、会長挨拶でございますが、小林会長より御挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>先ほど自己紹介を挨拶のような形で申し上げてしまいましたけれども、若干省かせていただいて、審議会がスムーズに運ぶよう、御協力よろしくお願ひいたします。</p>
事務局（課長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより議事に入らせていただきます。</p> <p>発言につきましては、挙手をしてからお願ひいたします。</p> <p>本庄市水道事業審議会第6条第2項の規定により、会長が議長となるとされていることから、以後の議事進行は小林会長にお願いしたいと存じます。</p>

様式

	よろしくお願ひいたします。
会長	<p>それでは、これより議事に入ります。委員の皆様には、会議のスムーズな運営に御協力よろしくお願ひいたします。</p> <p>事務局に確認をいたします。本日の会議の傍聴希望者はいらっしゃいますか。</p>
事務局	本日は、傍聴を希望する方が2名いらっしゃいます。傍聴希望者を会場へ入場させてよろしいでしょうか。
会長	皆さん、いかがでしょうか。
委員	(「異議なし」)
会長	<p>それでは、傍聴人の会場への入場を許可します。</p> <p>まず、議事に入る前に、本庄市水道事業審議会規則第2条では「審議会の会議は、公開とする。ただし、公正かつ円滑な議事の運営に支障が生じると認められる場合であって、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができます」とされています。</p> <p>今回の議題について、議題の第1号は水道料金のしくみについてですが、内容とすると、水道料金のしくみについての一般論になりますので、特に非公開にする必要はないと考えておりますが、委員の皆様、何か御意見等ございますか。</p>
委員	(意見なし)
会長	<p>ありませんか。</p> <p>それでは、議題の第1号は、原則どおり公開とすることといたします。</p> <p>初めに、議題の第1号 水道料金のしくみについて、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	(資料に基づき説明)
会長	<p>ただいま事務局から7ページの(1)の料金算定期間の決定について、事務局として3年から5年のうちの5年を設定することが妥当と考えているとのことですが、皆様から御意見はございますか。</p> <p>よろしいですか。5年ということを考えているということですけれども。特にないようですが、ほかに質疑等ありましたらお受けいたします。挙手をもってお願ひいたします。</p>
委員	これを読ませていただいた中で、単純に言うと、この固定費の部分がかなりこれから大きくなるというふうに聞いたのですけれども、5ページから最後に渡って、この建設コストのイメージを非常に単純にして分かりやすく書いてもらったと思いますが、1つ確認で、今まで減価償却はしていたと、そのままだと足りなくなるということですけれども、そのときに、今の説明だと維持率は今まででは設定されていなかったという御説明だったようなので、そうすると当然足りなくなると思うのですけれども、この設備がいろいろあって単純ではないかもしれないけれども、では、あるものについて言ったな

様式

	らば、現時点で減価償却で補えるものがどのぐらいで、どれぐらいが足りなくなる。例えば何年とどこかで区切ったときに、そのときに減価償却で補えるのは6割あると。でも、いろいろ上がって4割が足りないとか、それにプラス災害対策と、またあると思うのですけれども、そういう試算みたいなものが出るのかどうか、あつたら教えていただきたいと思いまして。
委員	ちょっとよろしいですか。今会長は、料金算定期間の設定についての質問だけ受けたような気がするのですが、この全体の質問を受けていいのですか、事務局。はつきりしたほうがいいですよ。
事務局	全体的な質疑も受け付けております。
会長	○○委員、私から先ほど、その他御質疑等ありましたらお受けいたしますというふうに私から言ってありますので、全体的な中の御意見で承りたいと思います。よろしいですか。
委員	では、5年は決定でよろしいですね。
会長	はい。 ただいまの○○委員さんの御質疑に対して、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	こちらの減価償却費において、回収すべきものでどれぐらい賄えているのかという御質問ですが、これについては先日、5月に策定しましたアセットマネジメント計画において、その後、財政収支の見通しというのも行っておりまして、この減価償却費によって実際に今、内部留保資金として貯まっている金額が令和4年度決算の時点で13億円程度になっておりまして、こちらが今後の建設に使える費用という形になりますが、アセットマネジメント計画においては、今後増えるコストとして、建設改良費、更新費用が年間で11億円以上かかるということになっておりますので、内部留保資金13億円というものは実際に更新にかかる費用の1年程度しかないという形になりますので、そもそもそういった改良をすることができないため今までの数年間について更新を繰延べにしたりしておりますというところがありますので、今後、前々回に見ていただいた資料のように更新をしないとどんどん資産が真っ赤になってしまいう形のところで、それを青や黄色の状態に戻すために更新をしていく必要がありますが、その費用が現状の料金では足りていないという形になってございます。
会長	○○委員さん、よろしいですか。
委員	はい。
委員	5年に設定した場合、その5年間で人口がどのぐらい減るか、それによる料金がどれぐらい減るかというはある程度出していただかないと、次の値上げの中で、本庄の市長さんは全然産業を群馬県みたいに呼び込んで人口を増やそうという意思が全く見当たりませんので、減るのを覚悟しなくてはならない。今の市長の限りね。その辺りをどう捉えているのか教えていただき

様式

	たい。
事務局	<p>○○委員の御質問にお答えいたします。</p> <p>そういった水需要、人口がどのぐらい減少していくのかというのは、実際今後試算をして、お示しをしていきたいというふうに考えています。既に一部試算のほうは済んでおりますが、人口は人口ビジョンの想定よりも緩やかですが、人口の減少は確実に進んでいくという見込みがありますので、それに基づいて使用水量のほうも減少していくと考えております。</p>
委員	もう一ついいですか。
会長	どうぞ。
委員	<p>値上げするに当たって、需要と供給の関係なので、上げ過ぎると使わなくなってしまう。その考慮もしなくてはならない。その辺りを、これから分かるような意味で審議のこの舞台に出していただければありがたいと思います。</p>
事務局	<p>○○委員の質問に再度お答えします。</p> <p>先ほど別紙資料2のほうでお示ししたとおり、本庄市の1か月当たりの10m³13ミリの料金は県内でも一番安い料金となっております。ですので、これで人口が増えているということはないでしょうが、皆さんが安心して水を使える状況になっておりますが、逆にこの安過ぎるがゆえに、先ほど○○委員からありました、更新コストが貯えていないという状況がありますので、安全・安心に水を提供していくためにも、適切に維持・管理・更新をしていかなければならないということで、どうしてももちろん改定して値上がっていき部分はございますが、そういった需要が下がらないように具体的に料金の設定をしていきたいというふうに考えております。そういった部分について今後お示ししていく中で、委員の皆様の御意見を伺いながら、よりよい料金表を策定していければというふうに考えております。</p>
会長	<p>○○委員さん、よろしいですか。</p> <p>他に何かございますか。</p>
委員	<p>今日は説明だけというお話でしたけれども、していいということなので、これから論議していくために初步的な質問をもう一回。説明があったとしたら、ごめんなさい。</p> <p>資料3で、この13ミリが13万6,610件、20ミリが4万2,825件、この調定件数というのは、僕らとすると本庄市内の使っている家の件数を知りたいのだけれども、この調定件数と資料4の10m³以下が4,779件、11から30m³が7,589件、これは足しても合わないのだけれども、これをもう一回だけちょっと説明していただきたいのと、僕ら普通の家は、選ばずに13ミリのような気がするけれども、例えばこれを値上げするときに、今うちは25ミリだけれども、20ミリに変えてくれという話が出るのではないかと思うのだけれども、この口徑の決め方というのをもう一回</p>

様式

	<p>ちょっとと説明してもらえますか。どういう家が13ミリでどういう家が20ミリなのか。家を建てたときに選ばせてもらっていないよね、多分。だから、その辺りをちょっとと、初歩的なことで申し訳ないけれども、何で13と20と25ミリあって、30、40、100ミリというのは業務用と分かるのだけれども、13と20と25ミリの違いと、資料3の件数と資料4の件数が何の件数なのか、家の件数なのか、その辺りをちょっと御説明いただきたいと思います。</p>
会長	<p>調定件数とあっても、分かりづらい。これは正直なところ、ところどころ専門用語的なものも出ていますし、委員さんが分かるような資料でないと、議論とか質疑と言われても非常に質疑もしづらい。分かりやすいものを、一口で言えばそういうことをお願いしたいなと思いますけれども、答えていただけますか。</p>
事務局	<p>まず、私のほうから口径別の関係について説明をさせていただきたいと思います。</p> <p>一般的に水道の口径13ミリ、20ミリ、個人で選んでいないというような表現をされたかと思いますが、水道課のほうでは、個人の方が設備屋さんに依頼をして、設備屋さんが水道課に来て、私は何ミリで申し込みたいというような形で申し込んでいただいております。</p> <p>口径について、例えば25ミリで使っていた方が、今度、料金が上がるのなら20ミリに落としたいという場合は、1口径、ワンサイズダウンは受け付けてございます。ただし、それは改造が必要になりますので、設備屋さんのほうに頼んでいただいて、口径変更していただくというような形になります。</p> <p>口径については、以上でございます。では、続いて件数のほうを担当から説明します。</p>
事務局	<p>件数について御説明申し上げます。</p> <p>別紙資料3の調定件数というのは、検針を行った件数でございます。一般的な家庭ですと、2か月に1回、検針を行っておりますので、こちらの調定件数合計が18万6,576件となっておりますが、これを6で割った数、実際には工場などでは毎月検針しているところもございますので大体の数字になりますが、これを6で割った件数が実際の給水をしている世帯の数ということになります。令和4年度の年度末の給水の件数と栓数ですね。水栓の数が3万7,323というふうになってございまして、これだけの世帯というか、件数に給水を行っているという状況になります。</p> <p>そして、別紙の資料4のほうは、こちらの調定件数は、この令和5年の8月に調定を行った件数ということで、その6回のうちの1回を表している形になります。また、検針については、地域が奇数月の検針と偶数月の検針と分かれておりますので、一概にこの2万3,066件という検針の件数が</p>

様式

	半分ではなく、地域によって奇数月と偶数月と少し差が出ておりますので、こういった数字と検針の件数、調定件数となっております。 説明は以上となります。
会長	<p>事務局さんにお願い事がありますけれども、渡してもらった資料を読み上げるだけでは我々審議委員は分かりづらいというのが正直なところあるかなと思います。それでは困るのですよね。審議そのものに影響があるわけです。今、たまたま〇〇委員から質問していただいたので、資料3において13ミリの調定件数が13万6,610件あると。それを6で割ったものが供給している件数というふうに説明がありましたけれども、資料だけで分かるような資料を我々に出していただきたい。そして、それを2か月に1回の検針だから、年6回なので13万6,610件になると、こういういきさつも含めた資料を我々に提出していただきたいなと思います。私から、今後においてそういう資料を作成して提出していただきたい、これは注文をつけます。</p> <p>他に委員の皆様から何かありますか。</p>
委員	<p>ということで、もう一回お願いしたいのですけれども。</p> <p>この13ミリと20ミリ、設備屋さんが家を建てた人にこちらのほうがいいよと勧めるのでしょうかけれども、どなたか、多分事務局は分からぬと思うけれども、詳しい人いませんか。どうして13ミリと20ミリがあって、25ミリがあって、例えば2階建ての大きい家だと20ミリをつけないと2階にシャワーが届かないことがあるのかなと思うのだけれども、それを教えてほしいです。例えば、3階建ての3階に風呂を造ったら20ミリだと水圧が足りないから設備屋が30ミリを勧めるなんて話があるのであれば、ちょっと素人に分かりやすく、どなたか教えてほしいです。</p>
事務局	<p>〇〇委員の御質疑に御説明したいと思います。</p> <p>おっしゃるとおり、13ミリ、20ミリ、これは口径が異なっています、一般的に普通の2階建ての住宅であれば13ミリで2階まで届く水圧、それが本庄だと一般的に3メガパスカルというような形を採用してございます。最近は3階にも供給できるようにということで結構20ミリを採用しているような住宅等もございます。確かに委員のおっしゃるとおり、やはり設備屋さんのほうで安全を見て少し大きい口径を勧める場合もございますので、そういったことで御理解いただければと思います。</p> <p>以上です。</p>
委員	ありがとうございます。よく分かりました。
会長	副会長さん、どうぞ。
副会長	まず、口径で13、20、25、30、40、50、75、100、150ミリというのがありますけれども、メーターが用意されているものがこのサイズごとにしかないのです。この途中のサイズというのはないです。一部

様式

	<p>16ミリというのが何か昔あったようですがけれども、基本的に今16ミリはほとんど普及していないと思いますので、古い家で16ミリを使っているところがあるのかもしれませんですが、基本的にはまずこの口径というのがあるというのを御承知おきいただきたいです。</p> <p>一方で、部長さんからもお話をございましたけれども、一般的に家を建てるときにどこに蛇口をつけるというのは、多分、水道工事屋さんと施主さんとの間で、建壳の場合はもう既についているという部分が多いかもしれませんですが、蛇口が幾つつくかというところで見ていただくと大体おのずと水量が決まります。この水量に対してどの口径だったらどのメーターが適用できるかという大体相対するものが決まっていますので、一般的には20ミリとか25ミリとかというところに落ち着くのだと思います。これは施主さん、住民の皆さんあまり意識してないと思いますけれども、水道工事店さんとの相談の中で自動的に決まってくるというふうにお考えいただければいいのかなと思います。</p> <p>特殊な器具をつけるとか、例えば蛇口の数を庭にたくさんつけたいとか、そういう御希望がもしもあるとすると、当然その辺りの意向を踏まえて水道工事店さんは、配管の延長等も長くなりますので、もう少し余裕を見たほうがいいだろうなという考えになる場合もあると思います。</p> <p>30ミリとか40ミリになると、かなり広い家とか、それから階高が少し高い家とか、事業用とかいうところになると思いますけれども、その辺りは工事店さんと市の水道課さんの窓口との間で、どんな配管形態を御希望されているのかを踏まえた中で決定をされていっているというふうにお考えいただければいいのかなと思います。</p>
会長	○○委員さん、よろしいですか。
委員	はい、ありがとうございます。
会長	ほかに何か。 ○○委員さん、どうぞ。
委員	大変初步的なことで申し訳ないですが、先ほど料金算定期間の設定ということで、3年から5年の中で、あえて5年を推奨されました。ここに書かれている内容を確認する中で、なぜ5年なのかというのがちょっと私には分かりづらかったものですから、もう少し背景なりを教えていただけると助かります。
事務局	○○委員の質問にお答えいたします。 料金算定期間は5年が良いということについての理由ですが、こちらの料金算定期間という期間の間は、その間ずっと一定の料金を頂くというふうになっておりますので、長ければ長いほど、その料金収入の安定、そして使用者の皆様にも分かりやすい料金という形になりますので、本来ですと5年と言わざるももっと長い期間を設定して料金を頂いていきたいというふうに考

様式

	<p>えておりますが、その間に人口減少等により、水需要が減ってしまうとか、逆に上がるということも考えられますし、そういったものや、今の状況のように動力費が高くなつて電気料金が上がつていくという状況ですと、実際に頂いている料金収入では料金が貯えないという状態になつてしまつたこともあります。あまり長い期間を料金算定期間に設定しますと、その決めた料金では足りない、あるいはもらい過ぎるというような状況が生じるということから、適切な期間として水道法でも3年から5年というふうになつております。中でもやはり安定性を重視しております5年ということで、こちらのほうで考えていました次第でございます。</p> <p>以上です。</p>
委員	分かりました。ありがとうございます。
会長	○○委員さん、よろしいですか。
委員	はい。
会長	他の委員さんから何かございますか。
委員	<p>1つ教えてください。</p> <p>資料1の6ページの参考、前回改定時、平成21年の検討資料ということで、赤字で口径ごとの補正案になると思うのですが、金額が出ています。この検討資料が出て、それを受けた結果で現在の料金、これが資料1の2ページ、これが現行の料金だと思うのですが、この意見が出てからこの決定に至るまでのプロセスというか。当時どのような状況からこういう結果に至ったのかというところを教えていただければと思いますが、お願ひします。</p>
事務局	<p>○○委員の御質問にお答えします。</p> <p>こちらは検討資料ですので、実際にこの資料が当時の審議会において使用されていたかというところがちょっと詳しくは分からぬのですが、こういった検討をした上で、実際にこの状態ですと、下の現行料金と比べていただきますと、特に大きい口径、100ミリ、150ミリのほうですと大分基本料金となる準備料金の金額が高額になつてしまつというところもあります。この後、こういったところの補正や実際の改定率への影響等を考えて、現行の料金の料金表を審議会で案として提出しております、それが審議会において認められたというような状況になっております。</p> <p>以上です。</p>
委員	ありがとうございました。
会長	○○委員さん、よろしいですか。
委員	はい、結構です。
委員	説明が足らないです。本庄と児玉は合併したので、この下の金額が上と下、これだけ差があった。それをどこの中間点を持っていくかで審議をしたのです。
会長	副会長どうぞ。

様 式

副会長	<p>先ほど来、料金算定期間の設定ということで、算定期間のお話が出ていましたけれども、本日の追加資料にございましたけれども、国のはうでは、ここにもありますとおり、3年から5年で料金の見直しをするようにという通知が出ています。これは、料金の見直しをするという意図は、その期間の間、料金の収支が均衡していることを担保しなさいという意図ですね。ですので、先ほど来事務局からお話ししていますように、あまり長過ぎると社会経済情勢が変化する中で担保できなくなるだろうというところがあります。</p> <p>一方で、3年ということにしますと、多分料金をすぐ見直さなくてはいけないという話になりかねないです。そういった中で、事務局さんとしては、最大限5年の期間を見れば収支の均衡が図られるだろうというお考えがあるのだと、私としては推測いたします。</p> <p>言ってみれば、厚労省とそれから地方公営企業を所管する総務省からも、同じように3年から5年で料金の見直しをしなさいという通知が出ていますので、そこにのっとっているという意味では、本庄市さんがお考えになつてている5年というのは妥当なところかなと感じる次第でございます。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>委員の皆様から何かほかにございますか。 よろしいですか。 ほかに質疑はございませんか。</p>
委員	(質疑なし)
会長	<p>ないようですので、以上で本日の議題は全て終了いたしました。 議事進行への御協力、ありがとうございました。 それでは、進行を事務局へ戻します。</p>
事務局（課長）	<p>小林会長、ありがとうございました。 それでは、次第の4番、その他でございます。 次回の審議会の日程の御連絡を行います。 次回の審議会は、先日御案内いたしましたが、会場をこちらの都島浄水場ではなく、本庄市児玉総合支所、別名アスピアこだまの会議室で実施いたしますので、御注意をいただきますようお願い申し上げます。 日程は10月18日水曜日で、会議の後に児玉地域にある児玉浄水場等の視察を予定しております。開始時間につきましては、従来の開始時間より30分繰り上げさせていただきまして、1時30分からとさせていただきますので、併せて御留意いただきたいと存じます。 委員の皆様におかれましては、公私ともに大変お忙しいとは存じますが、この機会にぜひ、普段は見ることのできない児玉浄水場等の施設について、移動を含めて約1時間半程度で視察していただき、今後の審議会の議論へ生かしていただければと考えております。 なお、時間の都合により、審議会への御出席のみで浄水場見学は御欠席い</p>

様式

	<p>ただいても問題はございませんので、御遠慮なく事務局まで申し出ていただけばと思います。</p> <p>事務局からの連絡事項は以上となります、その他の次回の浄水場視察等につきまして皆様から何か御質問はございますか。</p>
委員	<p>普通にこうやって総合支所で会議をやってから、分散して見にいくということでおろしいですか。</p>
事務局（課長）	<p>はい、そうです。自動車のほうはこちらで手配してございますので、よろしくお願ひいたします。</p>
事務局（課長）	<p>他によろしいでしょうか。</p> <p>それでは、ないようござりますので、次第の5番、閉会に移らせていただきます。</p> <p>閉会に当たり、副会長の北野様より御挨拶をお願いできればと存じます。よろしくお願ひいたします。</p>
副会長	<p>北野でございます。御指名をいただきましたので、恐縮ですが御挨拶申し上げます。</p> <p>本審議会では、8月9日に市長様からいただいた諮問に従って、適正な水道料金ということと水道事業基本計画の見直しについて審議していくことになってございます。このことを受けまして、本日は事務局から水道料金の仕組みについて説明があったところでございます。</p> <p>水道料金は市民生活に直結することでもございまして、委員の皆様から活発な御議論のあったところでございます。いただいた意見などを踏まえ、引き続き事務局にて検討していっていただくことをお願いしたいと存じます。</p> <p>本日も円滑な運営に御協力をいただき、おかげさまをもちまして議事を滞りなく終了することができますことに感謝申し上げます。甚だ簡単ではございますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。</p> <p>皆様、お疲れ様でございました。</p>

会長

小林 駿